

2025年3月27日

〔第1.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概要

1. 法人名等

法人名	学校法人 昭和女子大学
法人代表者	理事長 山崎日出男
担当部署	学園本部総務部総務課
お問合せ先	03-3411-5123

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

1. 学園本部総務部総務課【法人/大学部門の関係部署に遵守状況の報告を依頼→取り纏め】
↓
2. 常勤役員会⇒理事会【詳細版報告書原案の確定】
↓
3. 評議員会【意見聴取】⇒理事会【詳細版報告書最終確定】（2025年3月21日）
↓
4. 上記3を受けて日本私立大学連盟に遵守状況報告書（本紙）提出
↓
5. ステークホルダーに向けて本紙及び詳細版遵守状況報告書を公開（2025年3月末日までに）

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	遵守原則 1 - 1 の説明に記載の通り、自律性を確保している。

遵守原則 1 - 1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>本法人の中長期計画「中期方針」は、若手職員によるワーキンググループが各部署から提起された課題や意見を集約、評議員会からも意見聴取の上で作成することから、教育研究目的や課題が、本方針の策定段階から明確となり、教職員に広く共有されている。</p> <p>また、各部署は、本方針及びこれに沿って策定される毎年度事業計画を目標とし、事業報告時に達成度を検証することとしている。この過程において、日々の実務においても全教職員に本方針に明記された教育研究目的や課題が共有される仕組みとなっている。</p>

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	遵守原則2-1、2-2の説明に記載の通り、公共性を確保している。

遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>建学の精神に則り大学全体の教育目標及び3ポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）、キャリアデザインポリシーを定め、更には大学全体のポリシーに基づいて各学科が4ポリシーを定めた上で、不断の改善サイクルにより教育活動の向上を図っている。</p> <p>また、社会連携・社会貢献に寄与すべく、自治体や企業との連携を一層強化の上で「ダイバーシティ推進と女性支援の充実」、「コミュニティ活動の活性化」を目指すこととしている。</p>

遵守原則2-2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>「学園の『使命』MISSIONと『将来構想』VISION」において、社会的課題の解決、社会の改革のために女性の活躍が不可欠であるとして、他者と協働して課題を解決し、社会に貢献できる女性を育成することを謳っている。この方針に基づき研究成果を公表するとともに、現代ビジネス研究所または各学科が主体となって企業・自治体等と連携してのプロジェクト型学修（PBL）を推進している。また、ダイバーシティ推進機構において企業と連携して、産業界における男女格差等をはじめとする社会的課題の解決や女性のキャリア改革などに取り組んでいる。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	遵守原則3-1、3-2、3-3の説明に記載の通り、信頼性・透明性を確保している。

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>WEB上で、教職員として遵守すべき事項をまとめたハンドブックを閲覧できるようにしている。法改正については関係部署に公文書として速やかに周知するほか、FD、SDの研修会等の機会を通して啓蒙を行っている。</p> <p>また、法人事務部門、大学・附属校といった教学部門の何れからも独立するかたちで理事長直下に配置された「監査室」が、監事や会計監査法人と連携しながら定期監査や臨時監査を行っており、チェック機能を果たしている。</p> <p>万一違反が疑われた場合には、申立人が学内窓口及び学外の第三者窓口に相談できる内部通報制度の仕組みを整備済みである。</p>

遵守原則 3 - 2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>監事が評議員会や理事会に毎回出席するほか、監督機能強化のために登用された常勤監事については、常勤役員会や教学系の重要会議にも陪席し、必要に応じて意見を述べている。また、監事、監査室（学内組織）及び会計監査法人がコミュニケーションを図りながら行われている三様監査の結果については、定期的に理事長に報告されている。</p> <p>不正防止制度としては、コンプライアンス規程に基づき、内部通報制度を確立し、外部相談窓口を整備し通報者を保護する仕組みを整えている。</p> <p>研究面においては文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づいた「競争的研究費等の不正防止対策に関する方針」を打ち立て、責任体系を明確化しているほか、最高管理責任者のもとに不正防止計画の策定・実施、研修などを通して日々の啓蒙にも努めている。</p>

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>ホームページの「情報の公開」ページにおいて、理事長・総長・学長室及び広報部が中心となり主要情報を一元管理し、各情報の主管部署に対して更新チェックを促すことで包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性を維持している。なお、情報公開の際には、平易な言葉を使用することを心がけ、一般化していない用語については説明を付記するなど、読み手（ステークホルダー）の理解が深まるように努めている。</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	遵守原則4-1、4-2の説明に記載の通り、継続性を確保している。

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	事務組織及び分掌規程において、学長を、全学の校務をつかさどり、教職員を統督する立場の長として定義した上で、大学部門の各部署の職務や権限・責任の範囲を規定している。一方、法人組織については学園本部規程において、各部署の職務や権限・責任の範囲を規定することで、教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化している。

遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	補助金については、研究支援課が情報を収集し学内の研究者に提供、円滑な事業運営や全学的な研究推進の支援を行っている。また、研究成果を学術機関リポジトリにおいて学外公開し、さらなる外部資金獲得に繋げている。 またファンドレイジングについては、学園本部総務部が中心となり、卒業生や企業等学外のステークホルダーからの寄付受入れについての企画提案を行っている。 資産運用に当たっては、資金運用細則に基づき、理事長を長とし、財務担当理事を構成員に加えた資金運用委員会において決定した方針のもと、適切に資産形成が行われている。また、その状況について、定期的に理事会への報告がなされている。

2. 追加事項

理事定数11人のうち、外部理事が4人を占め、客観的視点による執行体制及び理事会運営が担保されている。また、監事2人のうち1人は常勤監事として学内の主要会議に参加しつつ法人運営、教学の観点から業務監査を実施、外部人材であるもう1人は客観的視点で理事会及び評議員会の運営を適切にチェックしている。